

## aovege サポートレストラン登録要領

### 第1 趣旨

aovege は、青森の飲食店等のニーズに基づいた魅力ある西洋野菜、伝統野菜等を関係団体と協力して生産販売する団体です。

aovege では、aovege を積極的に応援してくださる飲食店を「aovege サポートレストラン」として募集し、地産地消を推進していく取り組みを始めました。

「aovege サポートレストラン」として登録していただき、新たな試験栽培品目の検討や地元食材としての利用方法など、飲食店の皆様と様々な意見交換をしながら、青森市の食文化の発展に貢献していきたいと考えております。

### 第2 登録対象店

上記趣旨に賛同し、aovege 野菜を取り扱い消費拡大に連携して取り組む飲食店等とする。

### 第3 登録条件

- (1)食品衛生法、JAS 法等、関係法令を遵守している。
- (2)aovege が配布する登録証等を店舗内に掲示する。
- (3)申請書記載内容の一部の公開（ホームページ、SNS への掲載、マスコミ等への紹介）を承諾し、aovege が実施する地産地消や販売促進のためのアンケートやイベントなどに協力する。
- (4)店舗において、aovege 野菜を使用したメニューを消費者に提供し、積極的に PR する。

### 第4 申請方法

登録を受けようとする飲食店等は、「aovege サポートレストラン登録申請書」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、aovege へ提出する。

### 第5 申請期間

申請受付は、随時行う。

### 第6 登録審査

aovege は、受理した申請書の内容を確認し、第3の登録条件に基づき内容を審査する。

### 第7 申請内容の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、任意の様式により変更の届出を行う。

### 第8 登録期間

登録期間は登録日から1年間とする。

### 第9 登録の継続更新

登録期間満了1ヶ月前までに辞退の申し出がない場合は、自動更新とする。

#### 第10 登録の辞退・取り消し

登録の継続更新を希望しない場合、任意の様式により登録の辞退の届出を行う。aovegeは登録店が以下の各号に該当する場合、登録を取り消し、登録証等及び貸与品の返却を求めることができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があった場合
- (2) 第3の登録条件を満たさなくなった場合
- (3) 営業を終了した場合
- (4) 消費者の信頼又はaovegeのイメージを著しく失墜させた場合
- (5) 法令違反等判明した場合
- (6) その他、aovegeが登録店として適正でないと判断した場合